

業種別ガイドライン及び国の認証基準案の改定に伴う「信州の安心なお店」認証基準の主な改定内容

長野県産業労働部

令和5年1月17日付で認証基準を変更しました。主な変更点を以下のとおりお知らせします。

1 飲食業（持ち帰り・配達飲食サービス業を含む）

- (1) 同一テーブル内で、対人距離1mを取れる場合は、真正面の配席でも構いません。
- (2) 次の場合には、必ずしも対人距離をとれなくても構いません。
 - ① 少人数の家族利用の場合
 - ② 日常的に接している少人数の知人等の同一グループ
 - ③ 高齢者・乳幼児・障がい者などを介助する場合
- (3) レジには、アクリル板やビニールカーテン等を設置する必要はありません。
- (4) 店内各所の消毒の頻度は定めませんので、その場所の特性に応じて、適時消毒をしてください。
- (5) 会計時、コイントレイでの受け渡しは必須としませんが、手指消毒は継続してください。
- (6) トイレでのハンドドライヤーは使用可能です。定期的な清掃をお願いします。
- (7) 利用者の検温は必須としませんが、検温器を置かない場合は「発熱等の症状がある場合は入店をご遠慮ください」の掲示をするなど、検温に代わる対応をお願いします。

2 宿泊業

- (1) 対人距離（1m）を確保していただく場面を、飲食時のみに限定しました。
- (2) チェックイン・チェックアウトは代表者がまとめて行う、宿泊者は分散して待機するといった対応の必要はありません。
- (3) 換気の具体的な頻度（1時間に2回以上、かつ1回に5分以上）は定めませんが、空調設備を活用した常時換気を基本に、必要に応じて窓開け換気を行ってください。
- (4) 設備や備品等の消毒の具体的な頻度は定めませんので、その場所の特性に応じて、適時消毒をしてください。
- (5) トイレでの「ペーパータオル設置」の規定を削除しました。清潔に利用できる方法を、事業者様の状況に応じて採用ください。
- (6) トイレでのハンドドライヤーは使用可能です。定期的な清掃をお願いします。
- (7) ビュッフェでは「トング及び箸の交換や消毒」または「手袋着用」としていましたが、利用前後の手指消毒に変更しました。
- (8) 大浴場での人数制限や、予約制の導入は必須としませんので、密にならないようご配慮ください。
- (9) 感染が発生した場合に備えて宿泊者の連絡先を記入・保存することは不要となりました。
- (10) 宿泊者に「安心旅人宣言カード」の提示や携行を事業者様が求める必要はありません。

3 その他の業種

- (1) 1m以上の対人距離確保を基準としていましたが、「利用者同士が触れ合わない程度の間 隔」に変

更します。

- (2) 換気は、空調設備を活用した常時換気を基本に、必要に応じて窓開け換気を行ってください。
- (3) 施設や設備の消毒の頻度は定めませんので、その場所の特性に応じて、適時消毒をしてください。
- (4) トイレでのハンドドライヤーは使用可能です。定期的な清掃をお願いします。
- (5) 感染が発生した場合に備えて利用者の連絡先を記入・保存することは不要です。

なお、感染が発生した場合に備えて利用者の連絡先を記入・保存することは、すでに不要となっています。

最新の業種別ガイドラインは、内閣官房のホームページでご覧いただけますので、それぞれの業種のガイドラインをご確認ください。

<https://corona.go.jp/guideline/>（「内閣官房 コロナガイドライン」で検索）